

# 「らい病」と私たち

和解委員会パンフレット6

2004年3月12日

編集：日本ホーリネス教団 福音による和解委員会

発行者：内藤達朗／発行所：日本ホーリネス教団

## I はじめに 聖書の「らい病」について知る

- 1 翻訳の問題
  - i 旧約聖書
  - ii 新約聖書
  - iii 諸説において
- 2 聖書の「らい病」はハンセン病ではない
  - i 実例
  - ii 罪と罰
- 3 聖書の「らい病」は罪の象徴ではない
  - i 適応の問題
  - ii 読み替えの問題
  - iii 内容について
- 1 「配慮」が差別を助長する場合がある
  - ハンセン病について知る
- 1 ハンセン病とは
  - 治る病気である
- 2 ハンセン病の歴史
  - i 江戸時代以前
  - ii 戰前
  - iii 戰後
- 3 不当な差別の歴史である
  - i ハンセン病と私たち
  - ii 関係者の功罪
  - iii 差別の構図
- 問われる私たちの信仰

## はじめに

一〇〇一年五月一一日、熊本地裁で争われていた「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟において、ハンセン病患者の隔離は違憲であるとして判決が下されました。九年余の隔離政策に携わった、厚生大臣、国会議員の過失責任が明確になりました。

他方、一〇〇三年一一月に、熊本のホテルで元患者宿泊拒否事件が起きたように、ハンセン病に対する偏見は、日本社会の中になお根強くあります。

しかし、行政の責任や社会一般の偏見ばかりでなく、教会との問題とのかかわりは、明確にしなければならない大きな課題です。教会の歴史を振り返ると、私たちキリスト者の「らい病」についての理解や適応が、この病気に対する偏見を助長してきたと謂わざるを得ないからです。なかでも、聖書の「らい病」をハンセン病と同一視する、この病についての無知と、「らい病」を罪の象徴とする、誤った聖書理解には、私たちは特に留意しなければなりません。それは、私たちの聖書理解ばかりでなく、福音理解、人間理解が問われる問題だからです。

また、この病気についての充分な知識がないままになされた対応、例えば聖書の「らい病」を「ハンセン病」と読み替えてきたことなどは、配慮のつもりでも、偏見を助長してきました。

最近、聖書翻訳に關して、「らい病」についての訳語・表記の変更が相次いたことも、この問題とキリスト教界の関係の深さを表しています。このよつた諸課題に対応するために、当委員会では、先の熊本地裁の

判決以来、遅まきながら検討を重ねてきました。医学的、歴史的、神学的に広範囲な検討が必要な課題ですので、不充分ではあります、聖書が正しく語られ、またハンセン病についての教会の理解が深められることが願いつつ、その対応の指針を紹介いたします。

なお、このパンフレットにおいては、病名については原則として「ハンセン病」と表記しますが、聖書に記出され、教会で語られた言葉として、「らい病」とこの言葉を用いることを承ります。

## 一 聖書の「らい病」について知る

### 1 翻訳の問題

#### 聖書の「らい病」はハンセン病ではない

長い「らい病」と訳されてきた言葉は、旧約聖書では「ツアーツム」というヘブル語と、新約聖書では「コブリ」というギリシャ語です。これらが、皮膚の病を含んでいたことから、ハンセン病と理解され、「らい病」と訳されたのですが、今日、「ツアーツム」と「コブリ」は何の病であるか特定できません。

#### i. 旧約聖書

ハンセン病の発症例が、歴史的に確認されているのは、紀元前七世紀頃のインドと中国です。それがヨーロッパに伝がったのは、アレキサンダー大王の遠征後のことです、紀元前三世紀頃と考えられています。

ところにしは、旧約聖書に記載されている「シヤーハト」は、ハンセン病とは関係がないことになります。実際、この記述からしてこの「シヤーハト」は、皮膚の病ばかりではなく、ある種のカビに類似されるよう

なものも含まれており、思ひかにハンセン病の症状とは異なります。

歴史的にも医学的にも、何の病であるか分からぬものな、特定の病気と結びつかぬことは誤りです。

## ii. 新約聖書

一方、新約聖書の「フツリ」は、旧約聖書の「シヤーハト」に対応する言葉です。旧約聖書のギリシャ語訳である「七十人訳聖書」では、「シヤーハト」の訳語に「コブリ」を用いたのです。しかし実際にには、「コブリ」は乾癬や腫瘍など、種々の皮膚病の総称のような言葉であって、「シヤーハト」の内容を正確に反映していないと言わざるを得ません。

例えば、ルカによる福音書(四章)十七節には、旧約聖書のナアマンなどが、エツシャの時代に「コブリ」があったと記されています。しかし、旧約聖書の時代の「シヤーハト」が何の病か特定できない以上、この「コブリ」をハンセン病と叫ぶことはできません。

また、新約聖書にしは、「コブリ」の症状は全く記載されていません。つまり、この病に関する情報としては、旧約聖書以上の事柄を知るところができないのです。このことから、新約聖書の「コブリ」を、ハンセン病と特定できない理由の一つです。

新約聖書の時代、今日のハンセン病は、「エツファント・イアシス（象皮病）」と呼ばれていたことが明らかになつてこま。それが「コブリ」と記されたようになったのは、中世といわれてこま。ハンセン病は、「コブリ園」による感染症であることは後述しますが、この「コブリ園」

という呼称は学術的に確定したことのない、新約聖書の「コブリ」という呼称とは歴史的に離たつてこま。

## iii. 諸説において

いづれかで、「りこ病」と訳された「シヤーハト」、「コブリ」は、何の病であるか特定されており、したがつて今日のハンセン病だと叫ぶことは止めさせん。最近の聖書翻訳をめぐる動向は、このような「シヤーハト」、「コブリ」理解が背景になつてこま。

まことに、私たちの教団の公用聖書ヒエラルク、日本聖書協会「改訳口語体（通称「口語訳」）聖書」では、「コブリ」は長く「りこ病」と訳出されていきましたが、一九〇〇年の版から「腫瘍皮膚病」に改訳されています。口語訳聖書においても改訂がなされたのは、「りこ病」をめぐる問題が、今なお深刻な問題であることを表しています。

日本聖書協会「新共同訳聖書」では当初、旧約聖書の「シヤーハト」を「重い皮膚病」「かび」、新約聖書の「コブリ」を「りこ病」と訳出していましたが、最近の版は「重い皮膚病」に改訳されています。いずれにしても暫定的な措置であると発表されました。

また、新改訳聖書刊行会「新改訳聖書」改訂第三版は、「りこ病」と訳された言葉を、「シヤーハト」、「シヤーハトの者・人」、「シヤーハト」と訳された（者・人）と訳出しました。しかも、特定の病気と結びつけられたのができないことによる判断によるものであり、暫定的なものとされてこま。そして、回聖書の「おひがき」にもあるものと、「適切な解説」が求められることなつてこま。

古文版の聖書を使用する場合、適切な対応が必要じよ。

## 2 祀義の問題

### 聖書の「らい病」は罪の象徴ではない

祀義に関する一番の問題は、「らい病」の「症状」が罪の象徴と理解された「いじめ」か。特に「わよね派」と呼ばれる教会では、わよねの教理と相まって、そのように語り合われることが多かつたといわれる。

#### i. 実例

例えば、一九九一年一〇月に、ハンセン病療養所内の教会、キリスト者が、クリスチヤン新聞に意見広告を出しました。そこには「らい病」についての聖書理解の実例が挙げられています。

一つは、あの教団の夏期学校教案で、その目標は「ナアマンのらい病を通して罪の恐れしさを知る」となっています。「らい病」というのは最初、体のあたりにいたりて腫物ができる、やがてそれがひりがり、最後には体が腐つてこべ恐れしき病氣」、「らい病」という病氣は、人から人へうつる病氣で、罪も人から人へうつるといわれる、「聖書は、罪人がじのよつたものであるかを表しために、らい病人として記してある」と記されていました。これは、「らい病」についての誤った知識と、誤った聖書理解によるものと言わねぬを得ません。

また、B・L・バックストンの「レビ記講義」では、「私どもはらい病を忌みわしまるものと思つては、罪を忌みわしまるものと思わねばなりません。またこの病といふ病氣は本当に神の性質から起る病氣です」などと書かれています。「」の一九〇四年の初版がそのまま一九九一年に再刊行されたことが問題視されていますが、聖書理解等の問題に加え、

「らい病」についての認識が問題になつてゐるところです。  
されば、意見広告に実例として挙げられてゐるものです。これも福音派、あるいは派と呼ばれる団体のものであり、私たちの教団の出版物にも見受けられます。

しかし前述のように、何の病氣であるか分からぬ「シヤーツ」、「シヤーツ」をハンセン病と特定するなどが誤りであるばかりでなく、ある病氣の「症状」を罪の性質に置き換えるよりな聖書の読み方は慎まなければならない。福音理解、そして人権感覚が問われています。

いのように、罪と病の関係については、慎重に考へる必要があります。病氣は、仏教で言つた因果應報ではなくと言つたり、病める者は神のあわれみを強調したりしても、問題の本質は見えて来ないでしょ。

#### ii. 罪と罰

「シヤーツ」の祀義について特に問題になるのは、モーセの姉ミツアム（民数記一一・一〇～一五）、エコシヤの弟子ガハジ（列王紀下五・二七、一五・一）、ゴダの王ウジヤ（歴代誌下一六・一一〇～一一）の三人が得た病についてです。

まあミツアムは、モーセの地位に嫉妬し、モーセの妻が外国人であることを口実としてモーセを非難した結果、「シヤーツ」になりました。また、エコシヤの弟子ガハジは、ナアマンの贈り物を騙し取つたことをエコシヤに指摘され、「シヤーツ」になりました。ゴダの王ウジヤは、高らつて血の香をたゞして「シヤーツ」になりました。

いずれもこの病が、罪に対する神の罰と理解されます。しかし、その「症状」が罪の本質を表してゐるわけではありません。ウジヤ以外のユダの王についても、病が王の罪によると理解される箇所がありますが

(歴代下一六・一一、一一・一八、二六・一一〇)、ルリに描かれているのは、足の病、内臓の病もあり、重い皮膚病だけではありません。

ですから、どうわけ「らい病」の「症状」だけを取り上げて、罪の恐ろしさを説くことは、ハンセン病についての知識のなさだけではなく、罪の理解、ひいては救いの理解までもが不充分どころになります。罪と病の関係については、新約聖書に記せられてくる「盲人である」とはだれの罪のためかといふ、主の弟子たちの問い合わせにも表れています。それに対して主イエスは、「本人が罪を犯したのでない、また、その両親が犯したのでもない。ただ神のみわざが、彼のつまらぬいためである」と言われました(マハヤによる福音書第九章)。

病に限らず、人間が経験するありゆゑ苦難は、神との関係においての本質的な意味があるのであって、大切なのは神の王権であり、《主よ、信じます》と告白して救われなければならぬ人間の姿であります。ですから、どんな病を得ようと、あるいは健康であったとしても、人間はイエス・キリストによって救われなければならぬ罪人であることを、忘れてはなりません。そうでなければ、「らい病」は罪の象徴ではないと言つたところで、そこから福音を読み取るとは到底あませんし、ハンセン病患者の方々に対する配慮も、浅薄なものにとどまるでしょう。

### 3 適応の問題 「配慮」が差別を助長する場合がある

教会の働きにおいて、特に注意が必要なのは、礼拝説教と、教会学校の礼拝説教と分級でしょ。

「重い皮膚病」に関係する聖書箇所が取り上げられる場合、その聖書

トキストのメッセージを説き明かすのが説教ですから、「重い皮膚病」についての説明だけに時間を費やすことは、説教の本来の目的ではありません。しかし、それでもあれば必ずおわり「重い皮膚病」やハンセン病についての理解を確認しておく必要があります。持つ前の配慮や人権感覚によつて、不注意にこの「癒して」と言及するのではなく、思ひも寄らない誤解を生じさせ、差別の助長につながります。

#### i. 読み替えの問題

まず注意すべきは、説教ないし講話の場合の「読み替へ」の問題です。古い聖書を使用している場合、「らい病」と記されている部分を、「これ」は今日のハンセン病」と読み替へるのは誤りです。「らい」とこの言葉が差別的に用いられてきたため、今日の病を「ハンセン病」と呼ぶのが一般的です。教会でも、差別的な言葉であれば用いない方がよこと判断し、聖書の「らい病」を「ハンセン病」と読み替へしました。しかし、何の病か分からぬものを「ハンセン病」と読み替へる」とは、何の配慮にもなっていませんし、むしろ不適切です。

これは古い版の口語訳聖書と、初期の新共同訳の新約聖書、古い版の新改訳聖書に同じではありません。教会に備え付けの聖書が古い版の場合も、適切に対応しなければなりません。

改訳された口語訳と新共同訳では、これらの言葉は「重い皮膚病」、新改訳改訂第三版では「シラクリア」になっていますが、これらの聖書を使用する場合も、「重い皮膚病」や「シラクリア」を「ハンセン病」と読み替えることは誤つてやう、そのように説明してもいけません。

#### ii. 内容について

聖書の時代の「重い皮膚病」に冒された人の社会的立場を説明する場

命、それを今日のハンセン病と関係付けるのは正しいあります。例え

ば、新約聖書一三章に記されてくるように、この病は「汚れ」された

ことだし、「重い皮膚病」に冒された人が、社会的に過酷な立場に置

かれたことは確かです。しかし、それを今日のハンセン病と結び付ける

根拠はなく、ただハンセン病に対する偏見を助長するだけになります。

それ故に、この前提に立って、聖書の「疠」は今日では既に怖い病

気ではないこと説明する必要があります。したがってハンセン病

に対する「配慮」に基づく説明なのですが、繰り返しますが聖書の「疠」はハンセン病ではなくのですから、この「配慮」は逆にハンセン病に対する誤解を生じさせます。ハンセン病に対する配慮は、出しづらされるべきです。

また、「疠」に関する聖書の物語には差別の意図はないのですが、「疠」という言葉を使用しても構わないところもありますが、不適切です。特に新約聖書の場面で注目すべきは「重い皮膚病」に冒された人々を、分けて居る「お愈し」になりましたから、注目すべきはこの病に対する差別の意図がないことは明らかです。しかし私たちがそのメッセージを語る場合、今日の日本社会に対して語るのですから、「疠」などの言葉を使用しないことは、宣教の言葉として不適切です。

それゆえに、聖書のメッセージそのものに差別の意図がないとしても、聖書を語る者には、差別意識は宿ります。自分には差別意識がないと想つたり、または自分の差別意識を問ねないことは、自己意識にもつながりますが、それに気づかないことが、「疠」と信仰をめぐる教義の不幸な歴史の原因とも言えます。自分には差別意識がないと想つ者にも差別意識は宿るのですが、私たちは歴史から学び、自分の言葉を吟味する

必要があります。

## II ハンセン病について知る

教会では、古くからハンセン病に対して「配慮」していました。しかし、ハンセン病についての知識が不充分なままではある配慮は、本当の隣人愛にはなり得ません。「疠」を「ハンセン病」と言い換えるなどの配慮も、適切ではありませんでした。今、それを「重い皮膚病」と読み替えたといいで、教会の差別意識が払拭されたと想えるのは大きな間違いです。

まあハンセン病について知り、教会がどのようになかわってきたのか、学ばなければなりません。

### 1 ハンセン病とは 治の病氣である

ハンセン病は、レプト菌（疠菌）によって起きる感染症です。一八七三年に、ノルウェーの医師アルマウエル・ハンセンによってこの菌が発見されたために、ハンセン病と呼ばれています。レプト菌は、性質は結核菌に似ていますが、純粹培養法は見つかっていないせいで。なお、「レブ菌」という名称で、新約聖書の「重い皮膚病」の原語「レブ」には、歴史的に隔たりがあることは既に触れました。

ハンセン病は伝染病ではあります、実際にはレプト菌の伝染性は非常に弱いものです。皮膚の接触などが感染の経路と言われ、皮膚が弱い乳幼児期であれば感染の可能性はあります、大人に対する感染力は極めて弱く、療養所内で、入所者から職員に感染した例はないと言われている感じです。

レプト菌に感染してから発病するまでの期間は長く、二年から一〇年あります。そのため古いから遺伝性の病気と考えられてきました。それはまた、優生思想に基づいて、強制的な隔離や断種の原因ともなりました。ハンセン病に特徴的な症状は、末梢神経に表れるものであり、知覚痺や運動神経麻痺などがあります。それらに起因する一次的症狀があり、それは手指、足趾の屈曲、切断、短縮、更に顔面に見られる変容（眉毛脱落、鼻柱の陥凹、顔面神經麻痺、顔面腫脹）などです。これらの症狀がない限り、それをハンセン病と断定することは難しくなっています。また、感染の状況は、先の熊本地裁の判決文によると次の通りです。

- ① 感染し発病するおそれがある極めて低い病気である。
  - ② 患者数は激減している。
  - ③ それ自体、致死的な病気でないばかりか、自然治癒するものもある。
  - ④ プロミン等の医薬による治療がある。
  - ⑤ 戦前から、隔離する必要のないことが国際会議で提唱されていました。
- 「」のようにハンセン病は、隔離しなければならないようにな、特別の病気ではありません。

## 2 日本でのハンセン病の歴史 不当な差別の歴史である

### i. 江戸時代以前

日本におけるハンセン病の歴史は古く、既に「日本書紀」(七一〇年)に「ひこ」と云ふ叫葉があつた。中世期には、仏教の因果應報の観にに基づき、前世に「仏」に背いた罰としていたかかるものと思われていたようです。

江戸時代には、患者は神社の参道などで物乞いをしていましたが、伝病という迷信が定着していたため、隔離されねばとはあらませんでした。それが、「ひこの病氣」と認識され、隔離が始まつたのは開国以降のことです。

### ii. 戦前

#### 一八九〇年代

患者の救済は、主に外国人宣教師によって行われました。御殿場に神山復生園を開設（一八九〇年）したフランス人神父のテスト・ヴィード、熊本に回春病院を設立（一八九五年）したイギリス人ハンナ・リナルなどがその代表です。

#### 一九〇七年 「癩（ひこ）予防一関スル件」制定

患者が、全て治療されずに放浪したり、物乞いをしたりしてゐるのを、歐米人から非難された明治政府は、近代国家としての体面を取繕つため、患者を収容して隔離するようにしました。そのために制定された法律がこれです。

実は、これより十年前に開かれた「第一回ひこ学術」で、患者の隔離は特別の場合以外は必要ないとされていました。しかし、その意見は

取り入れられず、法律は制定され、それに基づいて、放浪している患者の収容は強制的に行なわれました。およそ人間として扱つてはいけないような方法がとられました。

#### 一九〇九年 公立療養所の設立

患者の隔離施設がこの療養所です。青森、東京、大阪、香川、熊本の五ヶ所に作られました。医学的には、伝染力は弱いことは知られていたにもかかわらず、「らい病」は伝染する恐ろしい病気だと宣伝され、患者の収容が行われました。患者がいた家や触った物などは、徹底的に消毒されました。療養所内の患者の生活は、何の自由も認められず、殆ど囚人と同じ扱いでました。逃亡を防ぐため、療養所内でしか通用しない通貨を持たされたり、縞模様の服が支給されたりしました。

このように、従来の伝伝病という迷信に加え、強い伝染病という誤った情報によって、ハンセン病に対する偏見と差別意識は日本社会に定着してしまいました。

#### 一九一五年 男性患者への断種手術

患者を「絶滅」せしむための措置として、断種手術が行なわれました。結婚は、断種を条件に許されました。後の「国民優生法」（一九四〇年）では、断種は遺伝性の病気に対して行なわれる」となり、その趣旨は戦後の「優生保護法」（一九四八年）にも引き継がれました。

しかし、ハンセン病は感染症であって、遺伝性の病気ではありません。それでも、ハンセン病は「優生保護法」でも断種の対象とされ、ハンセン病患者の断種は、一九九九年まで合法的な措置でした。

#### 一九一六年 懲戒検束権

充分な治療が行なわれず、逆に囚人扱いされた療養所の入所者たちと、職員との間では、しばしば衝突がおきました。それを押さえ込むために、療養所の所長の一存で刑罰を科せられるようにしました。それが、懲戒検束権です。名療養所には、監禁室が設けられました。

一九三一年には、「国立療養所患者懲戒検束規定」が認可され、司法手続きがないまま、所長の一存で監禁室に監禁されるなどしました。

#### 一九三一年 「癩予防法」成立と「無りい県運動」

先の「癩予防一闘スル件」が強化改定されたのが、この法律です。放浪する患者だけでなく、全ての患者を隔離の対象としました。

そのため実施されたのが、「無りい県運動」です。砲撃、強制検診、8山狩りなども行われ、患者の「一掃」がはからされました。この運動の主体となつたのは、政財界人による「癩予防協会」のほか、都道府県などの役所、キリスト教を含む宗教団体、財閥などです。つまり官民一体となって、患者の強制収容と隔離が実施されたことになります。

これほどの運動ですから、患者ばかりでなく、その家族も厳しい差別を受けることになりました。

#### 一九四三年 医療薬「プロミン」の開発

長く不治の病とされていたハンセン病ですが、アメリカで特効薬が開発されます。新薬「プロミン」です。ハンセン病に絶大な効果があると報告され、日本には戦後入つてきました。

### iii. 戦後

#### 一九四六年 国内での「プロリフ」の成立の成功

敗戦後、新憲法が制定され、患者も選挙権を行使できるようになりました。そして、国内でも石館守三教授が「プロリフ」の合意に成功しました。当初は高価な薬でしたが、四八年には国家予算にむけ計上されるようになりました。ハンセン病の治療は飛躍的に進みました。

「ひいこ」、患者の人間性の回復が社会的に認められるのに見えたのですが、四八年の「優生保護法」では断種・妊娠中絶が引き続き合法となり、さらに療養所入所者の隔離継続を規定するため、「癪予防法」が改正されたことになります。

#### 一九五三年 「ひいこ予防法」改正闘争

民主化に伴い、療養所入所者たちは、基本的な人権を求めて立ち上がり、隔離政策の見直しを求めました。

それに対して厚生省は、旧法の強制収容や懲戒規定などを可継ぎ、強化ある法案を国会に提出します。反対闘争によって、法案は一時廃案になるものの、再提出された法案は可決され、改正「ひいこ予防法」が成立しました。不当な隔離政策が継続されることになったのです。

国会審議に大きな影響を及ぼしたのが、専門家の証言でした。中でも、光田健輔ら三名の療養所園長の証言は、改正「ひいこ予防法」成立の根拠となつたと語られています。隔離は継続する必要があり、もつと強制的に行えるよう法改正すべきだと主張したからです。感染力の弱さや、プロリフによる治癒を知つてから、専門家の意見でした。

しかし、光田健輔はその働きが評価され、文化勲章を受けます。

#### 一九五六六年 ローマ会議

国際的には、ハンセン病は治の疾患であることが認知されていましたが、ハンセン病患者の社会復帰に関する国際会議（ローマ会議）において、そのことが確認されました。そして、差別的な法律の撤廃や、正しい知識の啓蒙などが呼びかけられ、日本の強制隔離や断種・中絶などが非難されました。それでも日本は、「ひいこ予防法」の見直しをせず、隔離政策をとり続けました。

#### 一九五四年 黒髪事件

熊本市の黒髪小学校のPTA役員らが、療養所付属の保育施設に住む児童の通学に反対する運動を始めました。この保育施設では、両親が療養所にいる子どもが生活をしていましたが、子どもたちはハンセン病ではありませんでした。しかし通学反対派の人々は、ヒツギを貼り、多くの児童を休校させ、自殺させる騒ぎとなりました。通学賛成のPTA役員は脅迫されたり、石を投げつけられたりしました。

これは、ハンセン病に対する偏見を象徴するような事件ですが、その後も日本社会の差別意識は改善されていませんことは、二〇〇三年に起きた宿泊拒否事件にも明らかです。

#### 一九六〇年代 軽快退所

「プロリフ」によって病が治り、「ひいこ予防法」改正闘争によって社会復帰の意欲をもった人々が療養所内でも増え、退所する人も出しました。

それに対して厚生省は、「軽快退所基準」を設けます。それは厳格な基準であつて、退所を促すものではありませんでした。

それでも六〇年代には多くの人が退所します。しかし、ハンセン病の治療は療養所内でしか行われていなかったため、退所すると治療の継続は困難になり、加えて偏見と差別に満ちた社会での生活は厳しいものでした。次第に再入所を余儀なくされる人が増んで、それは退所者の数を上回るようになります。彼らの社会復帰を支えたのが、日本社会にはなかつたところです。

### 一九九六年 「いじめ防法」廃止

このやゝ国は、「いじめ防法」を廃止しました。そして、法廃止が遅れたことを謝罪し、一定の援助を始めます。しかし元患者たちは、長年の強制隔離政策と人権侵害を問い、人権の尊重と差別・偏見の解消を主張して、一九八八年、熊本地裁に「いじめ防法違反国家賠償請求訴訟」を起こします。翌年には同様の提訴が東京地裁、岡山地裁に対してもなされました。

そして二〇〇一年五月、熊本地裁は、「いじめ防法」による隔離政策は違憲といし、国家賠償を認める判決を下しました。それに対して、国は控訴せよ、責任を認めました。

これらの出来事は、ハンセン病と行政の関係において、大きな節目であります。日本社会の中での偏見や差別という問題がどうかといつ課題は、まだ残されています。

## ③ ハンセン病と私たち 問われる私たちの信仰

教会は、ハンセン病に対する「配慮」をつとめましたが、進んで差別をしようとするキリスト者はほとんどいません。しかし、私たちが意識をしてこなしても、ハンセン病に対する偏見の助長に加担してきたことは、否定できない事実です。

最後に、なぜそのようなことが起きたのか、私たちはいつあるべきかを考えてみたいと思います。

### i. 関係者の功罪

まず、ハンセン病の問題に取り組んだ人物に焦点を当たいます。

日本のハンセン病の歴史を語る上で、避けねじ得ない重要な人物は光田健輔（一八七六～一九六四）です。日本のハンセン病治療において、光田は多くの功績を残したとされ、先に紹介した文化勲章のほか、正一位勲一等瑞宝章など多くの賞を授けました。ハンセン病専用の病院を設立し、療養所の園長を務めました。岡山の長島養生園は、光田の構想によるものです。

光田は、晩年にカトリックの洗礼を受けているが、壮年期には賀川豊彦や齋藤惣一「ミッション・ト・日本ミッショナリーズ」（Mission to Lepers）の発起人になっています。日本人キリスト者による「救癪」活動を始めた団体で、先の「無らい県運動」で大きな役割を果たしました。

生涯をかけたハンセン病の研究と治療、キリスト教精神に基づく「救癪」活動、「いじめ防法」改正など患者の絶対隔離や断種の推進が、光田の中では一つになりました。光田についての評価は分かれますが、安易に評価できない複雑さがあります。

次に取り上げるのは、ホーリネスの関係者です。

明治維新以降、ハンセン病患者に対する救済活動は、主にカトリック

の神父や修道女、聖公会の宣教師らによって行なわれてきましたが、中田重治も早い時期から関心を持っていたようです。東洋宣教会ホーリネス教会においては、ハンセン病を患っていた伝道者、安倍千太郎を中心とした「明星団」が草津など全国数ヶ所に設けられ、活動していました。これは医療活動ではなく、「特殊伝道」と呼ばれ、ハンセン病患者専用のトライカートなどが作られ、伝道活動が行われたのです。そして、この時代のホーリネス関係者で特筆すべき人物は、三上千代（一八九一～一九七八）です。三上は、一九一〇年頃に東洋宣教会聖書学院を卒業し、南伊豆や上諏訪の伝道館に遣わされていた女性伝道者でした。後にハンセン病患者のために奉仕することを決意し、三井慈善病院看護婦養成所、全生病院勤務を経て、聖公会の「ソウチャール・リー女史と共に、草津でハンセン病患者のために看護婦として働きます。」それは、先の明星団とは別の医療活動でしたが、草津を巡回した中田重治を迎えるなど、ホーリネスとの交わりは続いていました。そして、この頃にわざわざ「大正のリバイバル」が起きました。機関紙「きよめの友」には、既に看護婦として働いていた、三上の話しが載っています。リバイバル特有の激しい悔い改めの証しだす。

その後、独立して服部けざ医師と共に鈴蘭病院を開設、すぐに服部医師が亡くなつたため、光田健輔の援助によりて、一五年に鈴蘭村を開設します。その後、戦争末期の沖縄の療養所で看護婦長として働き、それらの働きが評価され、一九五七年にナイチンゲール賞を受賞しました。三上や服部の社会貢献への主体的な意識は、当時の女性の中では相当に進んだものであったことは、この経歴からもうかがい知ることができる。そして三上は、「ワイはキリストなり」と言つてましたと伝えられていますが、キリストに仕えるようにハンセン病患者のために働いたそ

の働きは、彼女の信仰に支えられたといふべきですが、中田重治も早い時期から関心を持っていたようです。東洋宣教会ホーリネス教会においては、ハンセン病は、盛装した婦人の顔面の夥しい汚物、文明国にした「明星団」が草津など全国数ヶ所に設けられ、活動していました。これは医療活動ではなく、「特殊伝道」と呼ばれ、ハンセン病患者専用のトライカートなどが作られ、伝道活動が行われたのです。そして、この時代のホーリネス関係者で特筆すべき人物は、三上千代（一八九一～一九七八）です。三上は、一九一〇年頃に東洋宣教会聖書学院を卒業し、南伊豆や上諏訪の伝道館に遣わされていた女性伝道者でした。後にハンセン病患者のために奉仕することを決意し、三井慈善病院看護婦養成所、全生病院勤務を経て、聖公会の「ソウチャール・リー女史と共に、草津でハンセン病患者のために看護婦として働きます。」

それは、先の明星団とは別の医療活動でしたが、草津を巡回した中田重治を迎えるなど、ホーリネスとの交わりは続いていました。そして、この頃にわざわざ「大正のリバイバル」が起きました。機関紙「きよめの友」には、既に看護婦として働いていた、三上の話しが載っています。リバイバル特有の激しい悔い改めの証しだす。

その後、独立して服部けざ医師と共に鈴蘭病院を開設、すぐに服部医

師が亡くなつたため、光田健輔の援助によりて、一五年に鈴蘭村を開設します。その後、戦争末期の沖縄の療養所で看護婦長として働き、それらの働きが評価され、一九五七年にナイチンゲール賞を受賞しました。三上や服部の社会貢献への主体的な意識は、当時の女性の中では相当に進んだものであったことは、この経歴からもうかがい知ることができる。そして三上は、「ワイはキリストなり」と言つてましたと伝えられていますが、キリストに仕えるようにハンセン病患者のために働いたそ

の働きは、彼女の信仰に支えられたといふべきなのです。  
その一方で三上は、日本は天皇を頂く世界に比類なき国であるが、その中にあってハンセン病は、盛装した婦人の顔面の夥しい汚物、文明国の面汚すことについてます。これはハンセン病患者ではなく、病そのものを指していくのが問題とも読めるのですが、光田と同様、この病をめぐって相対するものが、三上の中で一つになつてゐるのは知れません。  
このよつと高い志と差別的な感覚といつて、一見矛盾あるような要素が同居してゐるのを、実は、光田や三上に限つたことではありません。ハンセン病治療のために献身的に働いた人々の中に、多く見受けられます。

## ii. 差別の構図

このことを解説する手がかりとなるのは、「ナショナリズム」です。

一九〇七年の「癱瘍予防に関する件」が、ひどい余の隔離の必要なしといつて意見を無視してまで成立したのは、それまで救済活動が外国人宣教師に負つてこるにじめ、日本の職員の働きが働いたとも言われています。服部と三上が、リーから独立したのも、日本人による「救癱」活動といつて意識しているものでした。

「癱瘍予防法」が制定され、「無通り運動」が盛んになつた一九二〇年代は、満州事変からアジア・太平洋戦争へと引き進んだこの時代です。「日本民族」の優位性を説いて、アジア諸国への侵略を続けてきた日本にとって、この時期はナショナリズムのピークともいわれる時期です。つまり日本のナショナリズムは、アジア諸国に対する優位性を誇示しましたが、国内の異質なものや弱者は差別し排除したのです。この時期に「癱瘍予防法」が成立し、ハンセン病患者の強制隔離が徹底されたのは、「民族を浄化」するために、ハンセン病患者を「絶滅」させること

の働きは、彼女の信仰に支えられたといふべきなのです。

その一方で三上は、日本は天皇を頂く世界に比類なき国であるが、その中にあってハンセン病は、盛装した婦人の顔面の夥しい汚物、文明国の面汚すことについてます。これはハンセン病患者ではなく、病そのものを指していくのが問題とも読めるのですが、光田と同様、この病をめぐって相対するものが、三上の中で一つになつてゐるのは知れません。

このよつと高い志と高い感覚といつて、一見矛盾あるような要素が同居してゐるのを、実は、光田や三上に限つたことではありません。ハンセン病治療のために献身的に働いた人々の中に、多く見受けられます。

とがその本来の目的でした。

日本Mー」も、「救癒運動は愛國運動」と語りて、祖国淨化を訴えました。田縦聖書のレヒ記などに記された「らい病」の隔離を引き合ひに出し、ハンセン病の隔離政策を聖書によつて根拠づけたり、患者に対する理解、同情を愛と結びつけたりしました。つまり、ナショナリズ

△は「て裏打ちされたいた「無らじ県選舉」は、半ばは信仰によって動機付けられた運動であったのです。

「」のことを可能にしたのは、天皇制です。皇族かいくつもの慈善事業に關係してゐることは知られていますが、「救癩活動」はその關係が深かつたと言えます。東京東村山市にある療養所「多磨全生園」内にあります資料館名も、「高松宮記念ハンセン病資料館」です。

「ト賜金」を与えておます。その「皇恩、御「慈」に応える」とが、救濟活動の大きな動機でありました。その要素は、今日も残っています。ここで問題なのは、貞明皇后の真意や皇族との関係云々ではなく、「皇恩」を擡げてアジアへの侵略戦争が美化されたのによく似て、「皇恩」を掲げるなど、ハンセン病患者の強制隔離など人権侵害が正当化されてしまったことです。ハンセン病「絶滅」は、「民族浄化」のために必要な手段とされてきましたし、キリスト者の間では、皇后の愛の精神を具現するのがキリスト者の隣人愛であるかのように語られました。

戦前と戦後では、天皇制もナショナリズムも大きく異なっています。それでも、ハンセン病に対する差別・偏見が、日本社会ばかりでなく教会の中で解決されてこなかったのはなぜでしょうか。天皇制社会に生きる、日本の教会の自覚に問題があったのではないのでしょうか。

天皇制とは、単なるイエス・キリストではなく、無意識の内にも差別感覚を内包し、教会の福音理解にも影響を及ぼしている。日本社会の構造的な精神作用です。これが、「日本ホーリネス教団の戦争責任」に関する私たちの告白」で問題としている、教会の課題です。

教会が、偏見と差別を助長してやつた事実は、聖書の読み難い程度では決まらない根深じものであることを、私たちはもう知る必要があります。そして、福音を正しく宣べ伝え、神と隣人を愛するものであります。いと願われます。

あとがき

ふくじ時間費やしてしまったために、それだけまとめるためにも、すいと問題を解決せよと思つたのですが、それでやりの問題についての理解度を到底充分とは言へません。このパンフレットを一つの参考にして、皆さんが自分の深められる所を願つておき。また、教団本部から重で一五分ほどの場所「療養所「多磨全生園」と「高松園記念ハンセン病資料館」があります。教団本部へお越しの際は、ぜひお寄りになれると思っておき。

犀川一夫「聖書のらい」新教出版社  
荒井英子「ハンセン病とキリスト教」

荒井英子「ハンセン病とキリスト教」岩波書店  
佐川修也編「ハンセン病資料館」高松記念ハンセン病資料館運営委員会

<http://www.geocities.co.jp/HeartLand-Himawari/8952/>

• <http://www1.tiki.ne.jp/~unuoosima>